

吹田市出産・子育て応援ギフト支給業務に係る質疑・回答

No	質問	回答
はじめに	<p>類似する質問が多く見られたため、はじめに本市から改めて今回の単価契約について、説明いたします。こちらにご留意いただいた上でNo.1以降の回答をご確認ください。</p> <p>①単価契約による入札及び契約締結について ②クーポン協力事業者数の想定について</p> <p>なお、質問と回答については、全て目を通していただきますようお願いいたします。</p>	<p>①本契約は単価明細書に記載いただく各単価による単価契約とさせていただきます。単価明細書中の注釈にも記載していますが、単価明細書記載の想定数量は、契約期間（令和11年1月31日まで）を通した見込数であり、その数量の発注を約束するものではありません。</p> <p>なお、導入経費や事務局設置・準備費用等（単位が1式となっているもので、契約期間中の数量が変わる想定がない項目）を除き、クーポンの発行枚数や手数料等、数量に変動が想定されるものについては、本市からの発注実績に応じ、契約単価を乗じた金額を委託料としてお支払いさせていただきます。</p> <p>また、入札書に記載する金額は、消費税等相当額を除いた額となりますので、金額（税抜き）列の合計額となることにご留意ください。（※単価明細書の欄外右側の税込み金額の合計ではありません。）</p> <p>②単価明細書に記載している150店舗を想定しておりますが、事業の展開次第では上振れる可能性があります。上振れとなった分の費用については、①でもお示しているとおり、単価明細書「C-3 新規事業者対応」の単価×数量にてお支払いいたします。</p>
1	(総則)第1条：Amazon育児支援券の調達は貴市が担当されるのでしょうか。受託者が調達する場合、購入費用は全て受託者の立替払いとなりますでしょうか。その場合、貴市での前払い方式のご相談は可能でしょうか。	<p>仕様書別添2記載のとおり、受託者にて調達していただきます。</p> <p>市から受託者へは毎月対象者に係るデータを送信（発注）します。業務が完了したら市へ委託料を請求していただき、お支払いするという流れになります。</p> <p>よって、前払い方式での対応は不可能となります。</p>
2	(対象者見込数等)第5条：出産応援ギフト対象見込数(3,000人)・子育て応援ギフト対象見込数(3,200人)は人数が逆なお見受けしますが、お間違いないでしょうか。	子育て応援ギフト対象見込数が出産応援ギフト対象見込数より多いことについて、転出入の関係もあるため、仕様書記載の見込み数となっております。
3	別添1 子育て応援ギフト業務フロー図：②ギフト発送依頼とは、具体的にどのような業務フローを想定されてますでしょうか。	<p>ギフト対象者である妊産婦に対して各ギフトを送付するため、券種の指定・氏名・住所に関するデータを送信するものです。</p> <p>毎月実施するもので、月間の標準的なスケジュールは仕様書別添3の7をご参照ください。</p>
4	別添1 子育て応援ギフト業務フロー図：⑥委託料請求・月次報告の中にAmazon育児支援券の立替分も含まれるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	別添2 各券種の調達にかかる業務：(2)有効期限の設定とは、はぐみクーポンへの直接の書き込みではなくシステム活用での実施の認識でよろしいでしょうか。	紙クーポンは紙に明記紙上で管理。電子クーポンはWEBブラウザ又はアプリケーション内で有効期限を設定してください。
6	別添2 各券種の調達にかかる業務：4 紙クーポンの発行は年間どのくらいの数量を想定されてますでしょうか。また、紙クーポンのデザインはシール以外に偽装防止策があればシール以外の策でもよろしいでしょうか。規定あればご教示ください。	紙クーポンの発行について、年間10件程度を想定しています。偽造防止対策については、シール以外のものでも構いません。
7	別添3 帳票作成・印字・封入封緘・発送に係る業務：7 月間スケジュールの15日ごろの対応者一覧データ伝送について、対応者とは具体的に何を指しますでしょうか。	<p>当該月にギフト券を送付した対象者一覧のことで、コールセンター対応時（ギフト券の使い方の説明等）に必要な対象者一覧となります。</p> <p>印字データから引抜対象者データを差し引いたものを本市が作成し、受託者へデータ伝送します。受託者側の再委託の関係で印刷業者とコールセンター業者が分かれることが想定されるため、再委託業者間による個人情報の流用を避ける目的から用途ごとにデータを伝送することとします。</p>
8	別添5 はぐみクーポンの運営に係る業務：(1)広報素材の作成について、規定の素材はなく全て1から作成となりますでしょうか。	ご認識のとおりです。参考となる広報素材や規定はありません。
9	別添5 はぐみクーポンの運営に係る業務：4 クーポン協力事業者への対応について、はぐみクーポン決済金額の貴市から受託者への支払いは月ごとの後払い方式とのことですが、こちらは当月末締め/翌月払いとなりますでしょうか。支払いスケジュールをご教示ください。	仕様書別添5の4（5）に記載に準じて運用していただくこととなります。
10	別添5 はぐみクーポンの運営に係る業務：4 クーポン協力事業者への対応クーポン協力事業者は何店舗の協力店舗を予定（目標）しておりますでしょうか。	単価明細書に記載している150店舗を想定していますが、上振れる可能性はあります。今回の実施にあたって、協力店舗数の目標数値は設定いたしません。
11	別添5 はぐみクーポンの運営に係る業務：4 クーポン協力事業者への対応クーポン協力事業者への周知活動は本委託業務に含まれておりますでしょうか。その場合、説明会等の開催も必要でしょうか。	受託者による協力事業者の周知活動、事業者の開拓は不要です。説明会については、本市主導で実施する際（令和6年5月予定）、ご出席いただくことを想定しています。
12	別添5 はぐみクーポンの運営に係る業務：2 広報(2)特設サイトによる専用ホームページの開設及び管理専用ホームページを速やかに開設しとご記載ございますが、具体的な開設時期をご教示ください。	仕様書別添7のクーポン協力事業者掲載ホームページ作成のとおり、令和6年4月1日には公開できるように開設することとなります。
13	別添5 はぐみクーポンの運営に係る業務：2 広報(2)特設サイトによる専用ホームページの開設及び管理専用ホームページ（市民側、店舗側）のそれぞれの開設期間をご教示ください。	No.12と同様となります。
14	別添5 はぐみクーポンの運営に係る業務：2 広報(2)特設サイトによる専用ホームページの開設及び管理各種情報の更新は、取扱い店舗が拡大した時やF A Q更新以外のような更新を想定されてますでしょうか。	既存の取扱店舗の提供サービスの変更等による更新を想定しています。
15	別添6 コールセンターに係る業務について：電話番号はフリーダイヤルや050等番号指定ございますでしょうか。	フリーダイヤルにて設置してください。
16	別添2 各券種の調達にかかる業務 ●調達一覧 流産・死産の場合ははぐみクーポン3万円分のみでAmazon3万円+はぐみ2万円合計5万円分よりも減額して配布する認識ですが、相違ないでしょうか。	<p>減額するのではなく、流産・死産等の場合は、Amazon育児支援券をはぐみクーポンに置き換えて支給する形となります。</p> <p>具体的には、市が既に渡したギフトを回収し、改めて対応するギフトの発注依頼をかけるので、それに基づき当該対象者へ所定のギフト作成・送付していただきます。</p>

17	別添1 出産・子育て応援ギフト業務フロー図 妊産婦からの①ギフト申請はどのような申請内容（記述項目、添付資料内容）を想定されていますでしょうか。 妊娠（母子手帳のコピー等）、出産それぞれの申請内容をご教示ください。	申請内容は、氏名・住所・ギフト送付先住所・電話番号・メールアドレス等を共通して入力していただきます。 加えて、出産応援ギフトは母子手帳の交付日を、子育て応援ギフトは子供の氏名や生年月日を入力していただく想定です。 妊産婦からの申請は市が受付、審査の後、対象になる方については市から受託者へ発送予定データとして依頼します。
18	別添1 出産・子育て応援ギフト業務フロー図 妊産婦からの①ギフト申請の審査やそれに伴う不備対応等は貴市の業務範囲でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
19	妊産婦が申請してからギフト発送はおおよそどのくらいのリードタイムを想定されていますでしょうか。	仕様書別添3の月間スケジュールをご確認ください。 補足しますと、前々月に受け付けた申請書を前月に審査を行います。 審査がおとった分につきましては、月間スケジュールのとりの流れとなります。 アは150部をスタートキット送付時に、イは9,000部をギフト対象者送付時に、ウは30部を紙クーポン対象者送付時にそれぞれ同封することを想定しています。 エについては、クーポン参加希望事業者（これから協力事業者として参加しようとする者）向けの説明用として本市から渡すチラシとなりますので、データ作成のみとし、印刷は不要です。 なお、用紙規格については、仕様書別添3をご確認ください。また、紙質としては上質紙の中厚口程度を想定しています。
20	仕様書【別添5】はぐくみクーポンの運営にかかる業務から抜粋 ア～エ 現状の想定部数、A4両面等の用紙規格それぞれご教示ください。	日本語版についてはNo.20のとおりです。英語版については、各1部作成いただく想定で、印刷は不要です。対象者への配付は、必要時に本市が印刷して市民にお渡しいたします。
21	仕様書【別添5】はぐくみクーポンの運営にかかる業務から抜粋 イ、ウについては英語対応版も作成のこと記載ございますが、日本語版と英語対応版で分けての作成でしょうか。その場合、日本語版、英語対応版それぞれの想定部数をご教示ください。	エについては、クーポン参加希望事業者（これから協力事業者として参加しようとする者）向けの説明用として本市から渡すチラシとなりますので、データ作成のみとし、印刷は不要です。
22	仕様書【別添5】はぐくみクーポンの運営にかかる業務から抜粋 エ その他本事業の周知等に必要なもの記載ございますが、具体的にどのような周知物を想定されていますでしょうか。	エについては、クーポン参加希望事業者（これから協力事業者として参加しようとする者）向けの説明用として本市から渡すチラシとなりますので、データ作成のみとし、印刷は不要です。
23	別添5 はぐくみクーポンの運営にかかる業務 ・クーポン協力事業者のジャンル別の検索以外の検索方法が必要でしょうか。 ・クーポン協力事業者の検索はフリーワード検索も必要でしょうか。 ・クーポン協力事業者の事業者数の想定を教えてください。 ・Webサイトの既存ページの更新は年間で何回くらいされる想定でしょうか。 ・Webサイトの既存ページの更新はどのような内容を想定されておりますでしょうか。 ・Webサイトの更新は新規ページの作成も想定されますでしょうか。発生する場合は年間で何回くらいされる想定でしょうか。	・必須ではありません。 ・必須ではありません。 ・単価明細書に記載している150店舗を想定していますが、上振れる可能性はあります。 ・新規協力事業者の申請に係る更新が月1回（年12回）、加えて既に協力事業者となっている業者のサービス変更等による申請に係る更新が月2回（年24回）程度を想定しています。ただし申請がない月はこの限りではありません。 ・上記の申請に係る更新を想定しております。 ・新規ページの作成は想定しておりません。
24	別添5 2(2) ・（オ）その他利用対象者にとって必要な機能を有すること。とありますが 最低限どのようなことを想定すればよろしいでしょうか。 ・（ウ）その他クーポン協力事業者に必要な機能を有すること。とありますが 最低限どのようなことを想定すればよろしいでしょうか。	・ホームページ開設後に市民の方から要望があった検索機能等について、協議し追加することを想定しています。同一ジャンルの事業者のサービス提供の比較（価格等）の要望等が想定されます。 ・ホームページ開設後に事業者の方から要望があった機能について、協議し追加することを想定していますので、例えば当該事業者の専用サイトへのリンク貼り付けの依頼等があるのではないかと想定しています。 上記いずれも必要性が生じた場合に、対応の可否について落札者と協議しながら進めさせていただきます。
25	事業者への換金を行うにあたり、事業専用の金融機関口座を準備する必要があるか。	特に指定はいたしません。 円滑かつ分かりやすくトラブルのない方法で、協力事業者に対して換金手続きをいただくようお願いいたします。
26	別添4データの授受に係る業務 ・印字データはcsv形式による授受と考えてよいか。	データ形式は落札者と協議の上決定します。 本市としては、CSV形式でも対応可能です。
27	別添3 ・印字封入封緘は1回の作業でどれくらいの数量を想定しているか。	1か月あたりの応援ギフトの申請が約500件であることから、500件ほどを想定しています。
28	コールセンターに関する事項 ・設置場所は吹田市外でも良い認識で良いか。 ・月次の報告ですが、集計カテゴリやフォーマットなど指定はありますでしょうか。 ・電話番号の確定はいつまでに必要でしょうか。 ・電話番号は050番号で良いか（06でないといけない）、もしくはフリーダイヤルの用意が必要でしょうか。 ・仕様で定められた案内事項（別添6 1-(1)ア、イ）について事前に情報をいただけるのか（マニュアル作成のために必要）	・市外でも可とします。ただし、本市から求められた場合は、コールセンター業務従事者の出勤簿の提出や人員が適切に配置されているか確認するための実地調査に協力いただきます。 ・月次の報告形式は、落札者との協議により決定します。 ・事業者向け ⇒ 電話番号の確定、電話の開設ともに令和6年4月1日 市民向け ⇒ 電話番号の確定は令和6年4月1日、電話の開設は、令和6年6月1日 ・市民向けのみフリーダイヤルにて設置してください。 ・落札者と本市で協議の上、コールセンターの開設までにマニュアルを作成していただきます。

29	<p>単価明細書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札時に単価明細書を提出することとなっているが、落札後に帳票作成などの数量が変更となった場合、単価は変更できますでしょうか。 ・amazon育児支援券は9,000件分を一括で調達する必要があるか。 ・単価明細書C-4事業者換金決済の想定数量9,000件はどのような試算による数量かご教示いただけないでしょうか。 ・単価明細書C-5事業者換金決済に係る手数料とは何を指しておりますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単価は変更できません。なお、単価明細書の数量については全期間を通しての"見込数量"となっており、委託料については、実際に市から発注した数量に応じて、落札された単価（契約期間中変更不可）を乗じてお支払いしますので、留意の上、単価を設定してください。 ただし、郵便料金や金融機関の振込手数料の料金変更（紙の値上げは含まない）に伴う差額分の単価変更は契約変更手続の対象とさせていただきます。 ・一括調達の必要はありません。 毎月印字データとして市から必要数量を発注しますので、それに応じて調達していただけだと思います。 ・仕様書に記載している1年度あたりの出産応援ギフト対象者見込数3,000人（1か月当たり250人）の3年度分という試算によります。 ・事業者がはぐみクーポンシステムにより決済した際のシステム利用料を指します。 イメージ的には、クレジットカード決済時にかかる導入者側（店舗側）の手数料となります。
30	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ（英語版含む）ポスターは、それぞれ何枚ずつ必要とお考えでしょうか。 <p>ア クーポン協力事業者の店舗等にて掲載するチラシ・ポスター イ 電子クーポンの利用方法を記したチラシ ウ 紙クーポンの利用方法を記したチラシ</p>	<p>仕様書記載の対象者見込数及び単価明細書記載の想定数量に基づいて考えています。</p> <p>ア 150枚（協力事業者へのスタートキット送付時に同封） イ 9,000枚（出産子育て応援ギフト対象者見込数3,000人×3年。主に対象者へ送付時に同封） ウ 30枚（電子クーポン利用不可年間想定数10人×3年。主に紙クーポン対象者へ送付時に同封）</p> <p>英語版については、イ及びウのみとし、それぞれ1枚ずつ必要と考えています。</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> ・はぐみクーポンの利用対象者及びクーポン協力事業者に対して、それぞれの特設サイトによる専用ホームページを本市との契約後、速やかに開設し、各種情報の更新を随時行うことありますが、保守のレベル感、更新タイミング等、求められる基準はございますでしょうか。 	<p>新規協力事業者の申請に係る更新が月1回（年12回）、加えて既に協力事業者となっている業者のサービス変更等による申請に係る更新が月2回（年24回）程度を想定しています。ただし申請がない月はこの限りではありません。</p>
32	<ul style="list-style-type: none"> ・【吹田市入札心得書（一般競争入札）】6入札に際し、当該入札の根拠となる内訳書（要押印）その他指定する書類の提出を入札条件としている場合は、入札書と同時に指定する方法により提出しなければならない。 <p>上記の「内訳書」は入札関係書類の「単価明細書」でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
33	<ul style="list-style-type: none"> ・再度入札が発生した場合は、25日当日実施されるのでしょうか。当日の場合、何を準備していたらよろしいでしょうか。 	<p>当日に引き続き実施します。</p> <p>1回目が入札不調になった場合（最低入札価格が予定価格を上回る場合等）は、1回目の最低落札価格を提示した上で、再度入札を行います。その最低落札価格以下での入札のやり直しとなりますので、当初提出されたものと異なる金額の入札書と単価明細書をあらかじめご準備いただくか、当日ご記入いただき入札することになります。いずれにしても所定の押印等は必要になりますので、入札書の記載の仕方をご留意ください。</p>
34	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者への発送費用について、2024年秋ごろから郵便料金の値上げが発表されております。ただ、簡易書留の値上げの金額公表されないため、郵便料金はすべて現時点の金額で計算しておいても良いでしょうか。 	<p>入札時における価格で計算してください。</p> <p>郵便料金や金融機関の振込手数料の料金変更（紙の値上げは含まない）に伴う差額分の単価変更は契約変更手続の対象とさせていただきます。</p>
35	<p>▼質疑事項01 [仕様書P10] 「ユーザ外字データ」とはどのような用途で、データはどのようなものでしょうか。</p>	<p>氏名や住所に旧字体が含まれ、印字した際に文字がつぶれてしまうケースがあります。そのつぶれた文字に関する変換コード（読替え表）データを想定しています。</p>
36	<p>▼質疑事項02 [仕様書P10] 毎月15日頃に吹田市さまより受領する、「対応者一覧データ」とはどのような用途で、データはどのようなものでしょうか。</p>	<p>当該月にギフト券を発送した対象者一覧のことで、コールセンター対応時（ギフト券の使い方の説明等）に必要な対象者一覧となります。</p> <p>印字データから引抜対象者データを差し引いたものを本市が作成し、受託者へデータ伝送します。受託者側の再委託の関係で印刷業者とコールセンター業者が分かれることが想定されるため、再委託業者間による個人情報の流用を避ける目的から別用途ごとにデータを伝送することとします。</p>
37	<p>▼質疑事項03 [仕様書P14] 事業協力者からの換金請求行為（請求書を作成し事務局に送るなど）は必要か。然るべき、換金額が事務局側で振り込むことが出来れば不要でもよろしいでしょうか。</p>	<p>必須ではありません。</p> <p>円滑且つわかりやすくトラブルの無いように運用してください。</p>
38	<p>▼質疑事項04 [仕様書P6] はぐみクーポン（電子・紙）が既に配布され流産・死産・死亡時となった場合、リスク（既に利用されていたなどリスク）がある為、差替え（はぐみクーポンを返送させAmazon育児支援券を送付すること）を行わない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。はぐみクーポンをAmazon育児支援券へ差替えることはありません。</p>
39	<p>▼質疑事項05 [仕様書P19の最下部] はぐみクーポン利用料はm決済された翌月末まで協力事業者へ支払を完了させるとある為、吹田市さまから弊社（事務局）へのはぐみクーポン利用料の支払いは別途協議とありますが、未締翌15日払いとさせて頂く協議をさせて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>協議することは可能です。</p>
40	<p>▼質疑事項07 [内訳書（単価明細書）] 当該業務における発生単位が単価明細書と異なる場合、数量・単位を変えても宜しいでしょうか。</p>	<p>単価契約書に記載されている数量・単位の変更は認められませんので、変えた場合は入札心得書の第10条13号に該当するものとして無効の入札とします。</p>

41	▼質疑事項 0 9 [入札心得書：P3→第14条→2項] 契約保証金の減額・免除の場合があるがこの場合は、どのようなケースで摘要されるのか。	今回の入札に関しては適用されません。
42	▼質疑事項 1 0 [入札心得書P3] 2/1までに契約締結として1/25から7日以内に契約の準備が必要であり、スムーズに準備すべく、すべての契約必要書類名だけでもご教示頂けますでしょうか。	吹田市入札心得書第 1 3 条記載の契約書や暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書、同 1 4 条記載の契約の保証に関して該当する書類、仕様書第 1 0 条記載の統括責任者の届出書、同第 1 8 条記載の再委託に関する届出書（該当する場合のみ）、他に個人情報の取扱いに係る責任体制等の届出書や秘密の保持等の適正な取り扱いに関する誓約書、個人情報の取扱いの状況に関する報告及び緊急時報告の手順書については、必須となります。 落札後の協議状況に応じて、追加でご提出いただくこともあります。
43	▼質疑事項 1 1 [仕様書：P10【別添 4】データの授受に係る業務→2→(1)] 「クラウドによるストレージサービス」とありますが、各言葉の定義は下記認識で宜しいでしょうか。 クラウド=インターネット環境からアクセス可能 ストレージ=大容量データ保管または授受が可能	概ねご認識のとおりです。
44	▼質疑事項 1 2 [仕様書：【別添 5】はぐくみクーポンの運営にかかる業務→2→(1)] [仕様書：【別添 3】帳票作成・印字・封入封緘・発送に係る業務→1→No.2] デザインは弊社で行いますが、はぐくみクーポン（ポスター・チラシ）や送付物（お知らせ）の原稿（英語版も含め）吹田市さまより支給頂ける認識で宜しいでしょうか。	原稿の内容は、本市と協議のうえ作成いただくものになります。 英語版について、原稿作成後、受託者へ英語版を作成いただく形になります。
45	▼質疑事項 1 3 [仕様書：P.12→2、広報→(1)] イ、電子クーポンの利用方法を記したチラシ・ウ、紙クーポンの利用方法を記したチラシは、妊産婦に送る送付物に入れるものを指しておりますでしょうか。それとも、用途が違い別の内容となりますでしょうか？その場合、各何部必要でしょうか？	妊産婦への送付物として想定しています。 イについては9,000枚、ウについては30枚必要となる想定です。
46	▼質疑事項 1 4 [公示文：P.4→12 入札金額] 「落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額」とありますが、「Amazon 育児支援券」及び「はぐくみクーポン（利用料分のみ）」の非課税項目にも、100分の10に相当する金額を加算する認識でっておりますでしょうか。それとも、非課税項目は加算しない認識でしょうか。	「Amazon 育児支援券」及び「はぐくみクーポン（利用料分のみ）」の非課税項目については、100分の10に相当する金額の加算は行いません。 HPIに掲載しております単価明細書についても、非課税としております。
47	▼質疑事項 1 5 [仕様書：P.15→(6)→ア/P.16→別添6→1→(3)] P.15→(6)→アからは、令和6年4月開始と読み取れます。 また、P.16→別添6→1→(3)からは、令和6年6月開始と読み取れます。事業者向けコールセンター業務の開始時期は、令和6年4月開始を、コールセンターの開設時期は4月で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。 令和6年6月から開始予定のコールセンターは市民の方向けのものとなります。
48	1=紙クーポンは1000円単位とあるが、何枚つづり（例えば20枚単位）とか想定されてますか	基本的には2万円相当の支給予定ですが、製本加工は必須ではありません。
49	2=紙クーポンはお釣りは発生しない認識でよいか、	ご認識のとおりです。
50	3=コールセンターについて、用途に応じて問合せ番号を複数用意したいと考えているが問題ないか	市民向けと事業者向けの最低2つはご用意ください。それ以上ご用意いただくことについても可とします。ただし、市民向けについてはフリーダイヤルにてご用意願います。
51	4=入札書に記入する金額は単価明細書の縦列税込金額（税計算式設定有）の最終合計金額と一致するでよろしいでしょうか	入札書に記載する金額は、消費税等相当額を除いた額となりますので、金額（税抜き）列の合計額となります。（※ 単価明細書の欄外右側の税込み金額の合計ではありません。）
52	5=入札参加者が代理の場合、委任状提出必要とあるが、入札当日の提出で問題ないか	ご認識のとおりです。
53	はぐくみクーポンの周知にあたって作成するポスターやチラシについて、枚数指定等ありますでしょうか。	仕様書別添 5 の 2（1）について、想定部数は、以下のとおりです。 ア 150部、イ 9,000部、ウ 30部 なお、エについては、クーポン参加希望事業者（これから協力事業者として参加しようとする者）向けの説明用として本市から渡すチラシとなりますので、データ作成のみとし、印刷は不要です。
54	引抜作業にて生じた引抜物については、吹田市様への郵送は月1回等まとめて発送させていただきますことは可能でしょうか。	仕様書別添 3 の月間スケジュール記載のとおり、毎月30日ごろに返礼物を吹田市へ送付いたします。
55	はぐくみクーポンの電子決済について、1円単位で決済ができることと記載がありますが、こちらは必須条件でしょうか。システム上100円単位での決済となることは不可でしょうか。	1円単位での決済が必須条件となります。
56	電子マネーには「ギフト受取期限」と「商品ごとの有効期限」が設定されます。それぞれ期限を過ぎると権利失効となりますが、その認識でよろしいでしょうか。	利用期限のみの設定で、受取期限は設定しないようにお願いします。 ご質問の「商品ごとの有効期限」は、はぐくみクーポンの有効期限のことを指していると解しますが、こちらについては、吹田市が指定する期限での設定をお願いします。 期限を過ぎた場合の権利失効については、ご認識のとおりです。
57	はぐくみクーポンに有効期限を設定することありますが、当社の想定アプリでは「（アプリ等での）受取期限」と「利用期限」が設定出来ます。両方の期限を設定することを前提とされていらっしゃいますか？	利用期限のみの設定で、受取期限は設定しないようにお願いします。
58	はぐくみクーポンが利用できる店舗を開発しなければならないかと存じますが、目標店舗数などはございますか？	受託者による協力事業者の周知活動、事業者の開拓は不要です。説明会については、本市主導で実施する際（令和6年5月予定）、ご出席いただくことを想定しています。

59	別添3に記載される封筒表面のイラストは御市がご用意いただけるという認識でよろしいでしょうか？	本市イメージキャラクターの「すいたん」を使用いただく想定です。
60	別添3にお示しのギフト券の規格がA4となっておりますが、基本的な郵送に紙クーポンは無いという認識でよろしいでしょうか？	紙クーポンにつきましては、本市が対象者へ発送します。よって、受託者は紙クーポンや利用方法のチラシを作成し本市へ納品してください。
61	上記の質疑が是である場合、紙クーポンは年間何冊ほどの用意が必要でしょうか？	年間10件程度を想定しています。
62	別添3「Amazon育児支援券」及び「はぐくみクーポン」の使い方の文面は御市で作成という認識でよろしいでしょうか？	受託者側で案を作成いただき、本市と調整いただくようお願いいたします。
63	別添3 発送業務に関しては、郵便料金が値上がりする場合は契約変更などでご対応可能でしょうか？	郵便料金や金融機関の振込手数料の料金変更（紙の値上げは含めない）に伴う差額の単価変更は契約変更手続の対象とさせていただきます。
64	別添5 2 広報 (1) のエには事業を周知するのぼり等は必要でしょうか？	のぼり等は不要です。 エについては、クーポン参加希望事業者（これから協力事業者として参加しようとする者）向けの説明用として本市から渡すチラシとなりますので、データ作成のみとし、印刷は不要です。
65	別添5 クーポン協力事業者のジャンル分けはどのくらいの種類が必要でしょうか？	開始当初は、ベビー用品を扱う店舗やタクシー等8種類ほどの想定ですが、市民のニーズを聞きながら本事業を進めていくことになるため、ジャンルについても増えていく予定です。
66	別添5 電子クーポンをアプリで行う場合、対応するOSはどこまで必要でしょうか？ ・国内で販売されているスマートフォンのOS全てを網羅する必要はございますか？ ※iOSとAndroid以外も対応は必要でしょうか？	iOSとAndroidは必須とします。その他、日本国内で比較的使用が多いものについては、可能な限りご対応いただきたいと考えておりますが、希少なOS等の理由により対応できない場合は、紙クーポンでの対応となることについて、止むを得ないと考えております。
67	別添5 webブラウザ上で稼働する電子クーポンの場合、対応するブラウザもしくは推奨する環境についてご教示ください。	Google Chrome、Safari、Microsoft Edgeは必須とします。
68	別添5 電子クーポン決済で利用者が誤った決済を行った場合、利用者側が決済の取消や修正を行う想定でしょうか？	取消や修正については、クーポン協力事業者側のみで行えるよう、設定をお願いします。
69	別添5 バックアップ及びアクセスログ等の保持について、どのくらいの期間の保存が適切とお考えでしょうか？	バックアップは、3か月以上。アクセスログは6か月以上をお願いします。
70	別添5 スターキットの内容物について長期間の利用に当たり、破損等が出た場合、事務局業務として再送等の業務は必要でしょうか？	お見込のとおりです。
71	別添5にあるクーポン協力者用の電話番号と別添6にあるコールセンターの電話番号は分けて必要でしょうか？	お見込のとおりです。
72	契約の保証 ①保証金の範囲はAmazon育児支援券8万円分・はぐくみクーポン2万円の計10万円・通知物郵送時の簡易書留費用を含めた金額に対して100分10以上を納付することになりますでしょうか？ または上記を除いた金額に対しての保証金の納付となりますでしょうか？範囲により準備する金額が大きく変わるので確認します。 ②保証金の支払いは3年契約分を一括納付となりますでしょうか？または1年間単位の納付となりますでしょうか？	①契約の総額に対する保証金となりますので、Amazon育児支援券8万円分・はぐくみクーポン2万円の計10万円・通知物郵送時の簡易書留費用も含まれます。 ②保証金の支払いについて、一括納付になります。なお契約期間は5年間の想定です。
73	統括責任者の設置及び責務 ③統括責任者の設置及び本業務を遂行するにあたり大阪府内限定などという制限は無いという理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
74	特記事項 第18条 ④再委託禁止の範囲ですが、受託者が主たる業務を遂行管理出来れば第3条の業務内容に記載がある(1)～(5)の各業務の実務は再委託可能という理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
75	決済金額の換金対応 ⑤はぐくみクーポン協力事業者分の決済金額の支払いは月1回以上を基本とするという記載ありますが、月1回が実施出来れば協力事業者からの更なる換金要請があったとしてもそれに対応する必要はないでしょうか？（例えば今月は換金を2回にしたいとかいうリクエストには答えなくても良いですか？）	ご認識のとおりです。 事業者募集にあっても、月1回の換金となる旨は周知する予定です。
76	コールセンター業務 ⑥コールセンター業務は市民用と協力事業者用でオペレーターは兼務としてもよろしいでしょうか？その場合電話回線も兼用しても問題ないでしょうか？	オペレーターの方が兼務することは問題ありませんが、回線については、市民用と事業者用の2回線用意してください。ただし市民向けについてはフリーダイヤルにて対応するようお願いいたします。
77	特設サイトによる専用ホームページ ⑦上記特設サイトの開設ですが吹田市様のサイト（サーバー）にぶら下がる形でしょうか。それとも、受託者のほうで新規サーバーの契約やドメインの取得が必要でしょうか？	受託者側で用意いただき、URLのリンクを本市のホームページに掲載します。
78	有効期限の設定 ⑧有効期限を月ごとでは無く個別に設定が必要とのことですが、個別の場合だと基準日はいつと設定させていただければ良いかなど細かなルールなどは協議が必要かと思いますが、運用方法に関しては受託者となったのちに双方で協議してルールを決めるということでもよろしいでしょうか？ （例えば・・・有効期限を基準日から2年としたときに申込日が基準になると、配布自体は月1回のためユーザーによって最大1か月程度使用できる期日の差異（不公平）が生まれます。アカウント作成日を基準とすると、特に本事業の3年目のユーザーが月日が経過してからアカウント作成をした場合に後からのクレームにつながる可能性も考えられます）	有効期限については、当該申請者の出産予定日の1年後の月末とします。該当データ送付時にその期限も記載いたします。 ギフト案内時等にクーポンの期限に関する説明を行い、申請用QR受け取り後速やかに申請するよう案内を行って対応してまいります。

79	各券種の調達 ⑨双子、3つ子の場合の妊娠時・出産時の費用内訳は国の基本通りに妊娠時は5万円、出産時は児童数×5万円という設定でよかったですか。流産・死産の場合も合わせてご回答いただければ助かります。	ご認識のとおりです。 流産・死産の場合は、出産応援ギフト（妊娠時）として、5万円のみ支給し、産後すぐに亡くなられた場合は、子育て応援ギフト（出産時）として、産後の死亡者数に応じて5万円も支給されます。 No16についても、参照してください。
80	運営マニュアル ⑩運営マニュアルに関しては受託者の一任で作成して運用すればよろしいでしょうか？吹田市様で運営マニュアルのご承認は必要でしょうか？	受託者側で案を作成いただき、本市と調整いただくようお願いいたします。
81	スターターキット ⑪スタートキット（運営マニュアル・ポスター・チラシ・QR決済用品など）のおおよその作成数をご設定いただくことは可能でしょうか？	単価明細書に記載している150店舗を想定していますが、上振れる可能性はありません。
82	市民や加盟店からの問合せ、加盟店希望の申請等につきまして 吹田市様ご担当者様が窓口受付をされる認識で良いですか？ 窓口受付者についても受託者側で手配が必要ですか？	市民の申請に関する問い合わせは吹田市で行います。それ以外については仕様書別添5の4（6）及び別添6の1（1）のとおりとします。 電話での問い合わせ以外の窓口は想定しておりません。
83	市民へのギフト券発送や、加盟店へのスタートキット発送におきまして 不着となった郵便物の還付先は吹田市様の認識で良いですか？	ご認識のとおりです。
84	はぐくみクーポンの紙発行分は、1枚1,000円ずつとして製本加工は不要の認識でよいでしょうか？ はぐくみクーポンの紙発行分の発送形態は、別途協議の上でのご決定となりますか？	製本加工は必須ではありません。 発送については、紙クーポンを本市に納品いただいた後、本市から行うため、発送形態に関する協議は不要です。
85	加盟店で支払いされた使用済みのはぐくみクーポン紙発行分についてですが、吹田市様ご担当者様が受付をされる認識で良いですか？	受託者での受付の上、協力事業者から使用済みの紙クーポンを回収し、その決済分については精算・換金していただく想定をしています。
86	加盟店側へはぐくみクーポンの電子版および紙発行分の各支払金額について 通知書発送をおこなう想定で考えております。	受託者で判断いただいて差し支えありません。
87	現在吹田市様で運用中の妊産婦サポートクーポン事業に加盟されている店舗情報を受託者側へご連絡いただくことは可能でしょうか？	現行の妊産婦サポートクーポン事業者への案内は吹田市が実施し、了承いただいた業者は随時連携します。
88	吹田市様、コールセンターへの情報共有につきまして 仕様書別添4の2に記載の要件を満たしていればクラウドサービスの利用は可能でしょうか？	可能です。
89	券種コード4～8例外対応分は1～3の通常分にプラスされる認識でよいでしょうか？	ご認識のとおりです。
90	紙クーポンの各番号は配布した個人との紐づけが必要との認識でよいでしょうか？	ご認識のとおりです。